

本大会における補償制度のご案内

*本補償制度は、エース損害保険株式会社の「団体総合補償制度費用保険・行事参加者補償制度費用保険特約(WIZ)」により運営しております。

本大会における補償制度とは・・・

大会開催管理下中における様々なケガ、特定疾病に備える災害補償制度です。災害補償制度は、主催者の作成、保管する名簿に記載された参加者のケガと特定疾病※を補償します。

※ 特定疾病とは以下の病気をいいます。急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患 / くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患 / 気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患 / 細菌性食中毒 / 日射病および熱射病等の熱中症 / 低体温症 / 脱水症

補償内容

補償対象範囲		補償金額		
おケガ等の補償	災害死亡補償金	傷害事故	200万円	
		特定疾病	200万円	
	後遺障害補償金	傷害事故	最高200万円	
		特定疾病	最高200万円	
	療養補償金	入院日額 (1日あたり)	傷害事故	3,000円 (180日以内)
			特定疾病	3,000円 (180日以内)
通院日額 (1日あたり)		傷害事故	2,000円 (90日以内)	
		特定疾病	2,000円 (90日以内)	

上記記載の入院、通院とも1日目から補償金支払いの対象となります。

*** 保険期間 本大会開始から終了まで**

<補償金お支払い事例>

- 1) 大会参加中滑って、手首を捻挫し通院した。
- 2) 大会参加中、熱中症で倒れ病院へ運ばれた。
- 3) 自宅からの往復中に転倒し足を捻挫し通院した。

<補償金をお支払いできない主な事例>

- 1) 石につまずき、自分の眼鏡が壊れてしまった。
- 2) 疲労骨折で、通院した。
- 3) 本大会の直前12ヶ月以内に医師の治療を受けており、治療のために医師の処方に基づく服薬していた疾病(病気)と因果関係がある疾病(病気)を発症した。

往復途上の対象は、参加する意思を持って主催者が指定する場所へ集合するために住居を出発してから住居に帰着するまでをいいます。(往復に要する通常の経路を逸脱または中断した場合には、対象になりません。)現地に宿泊(ホテル等)したときは、宿泊先からの往復となります。従いまして、自宅内での事故等は対象になりませんので、ご注意ください。詳細につきましては事務代行会社までお問い合わせ下さい。

団体総合補償制度費用保険 一行事参加者補償制度費用保険特約一

保険金をお支払いする場合		保険金をお支払いできない主な場合
対象となる損害	下記の場合において、行事参加中に偶然発生した被補償者 ^(注1) のケガまたは特定疾病 ^(注2) (「補償適用の原因 ^(注3) 」といいます。)に対して、被保険者が「補償規程 ^(注4) 」に基づき、費用を負担したことにより被る損害に対して、下記の保険金を被保険者にお支払いします。	下記のいずれかによって発生した損害に対しては保険金をお支払いしません。 ①保険契約者・被保険者・保険金受取人・被補償者の故意・重過失 ②被補償者の自殺行為・闘争行為・犯罪行為 ③被補償者の麻薬・あへん・大麻・覚せい剤・シンナー等の使用 ④被補償者の無資格運転中・酒酔い運転中の事故 ⑤戦争・暴動など ⑥行事開催日の直前12か月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患(継続契約の場合で、継続して2年以上被補償者である者を除く) ⑦該当する補償規程がない場合 ⑧該当する補償規程を弊社が了解していない場合 等
災害死亡補償保険金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に被補償者が死亡した場合に、災害死亡補償保険金の全額をお支払いします。ただし、すでに支払った後遺障害補償保険金がある場合は、災害死亡補償保険金からその金額を控除した残額をお支払いします。	
後遺障害補償保険金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、ケガをした日からその日を含めて180日以内に被補償者に後遺障害が生じた場合、または特定疾病で公的な後遺障害認定を受けた場合。支払割合(最高100%)は、後遺障害の程度に応じて決定します。	
療養補償保険金	入院日額	補償適用の原因の治療を直接の目的として入院した場合に、入院1日につき保険金をお支払いします。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります。
	手術保険金	入院日額が支払われる場合で、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に補償適用の原因への治療のために所定の手術を受けた場合に、入院日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍、40倍)を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故に基づく補償適用の原因につき、1回の手術に限ります。
	通院日額	補償適用の原因の治療を直接の目的として通院した場合に、通院1日につき保険金をお支払いします。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して、90日分を限度とします。

【用語の説明】

(注1) 被補償者:

「被保険者」である行事主催者が主催する行事^(※)の参加者で参加者名簿に記載された者
(※)あらかじめ約定した行事をいいます。

(注2) 特定疾病: 次の疾病をいいます。

急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患/くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患/気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患/細菌性食中毒/日射病・熱射病等の熱中症/低体温症/脱水症

(注3) 補償適用の原因: 被補償者が被った次のケガまたは特定疾病

- ①「被保険者」である行事主催者が主催する行事参加中のケガまたは特定疾病
- ②上記①の行事参加のための往復途上のケガまたは特定疾病(ただし、行事参加を目的として住居を出発する前に、参加者名簿で事前に参加が確定している方に限ります。)

(注4) 補償規程:

「被保険者」である行事主催者が「被補償者」である行事参加者に対する補償を定めた規程・規約・協定等で明文化されたもの

ご注意

- ご契約に際しては、「補償規程」の写しをご提出願います。
- 保険期間終了後遅滞なく、保険期間中の行事開催日、開催時間数、参加者数等をご通知いただき、原則として保険料の確定精算を行います。
- 被保険者は参加者名簿の備付けが必要となります。参加者名簿にお名前記載がない方に係る損害は、保険金支払いの対象とはなりませんので、ご注意ください。

- ご契約に次のようなことが生じた場合には、ただちに取扱代理店または弊社までご連絡ください。
 - ①住所を変更された場合
 - ②補償規程の記載事項に変更が生じた場合

重要事項説明

1. お客様に関する情報の取扱いについて

弊社は、保険契約申込書等から得たお客様に関する情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。)の取扱いについて以下の通りとさせていただきます。なお、詳細については、弊社ホームページ(<http://www.ace-insurance.co.jp>)をご覧ください。

(1) 主な利用目的について

1. 弊社または弊社のグループ会社取り扱い損害保険の案内、募集および販売
2. 上記1.に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
3. 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
4. 適正な保険金・給付金の支払
5. 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
6. その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

(2) 第三者への情報提供について

1. 法令に基づく場合
2. 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
3. 弊社のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

2. 保険会社破綻時の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」がありますが、この保険は同機構の補償対象契約ではありません。したがって、保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金や解約返れい金の支払金額が削減されることがあります。

事故が起こったとき

事故が発生したときは、ただちに取扱代理店または弊社までご連絡ください。

■2011年4月現在での「団体総合補償制度費用保険(行事参加者補償制度費用保険特約)」の概要を説明したものです。本保険商品に関する詳細につきましては、弊社代理店または弊社へお問合わせください。

■「WIZ(ウィズ)」は団体総合補償制度費用保険のペットネームです。

■保険契約のお申込時は、保険契約申込書の記載内容に誤りがないかご確認ください。

■取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご契約いただいても有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

■保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することと致しておりますので、お確かめください。なお、ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合には、最寄りの弊社までご照会ください。

取扱代理店

〈お問合せ先〉
本補償制度事務代行会社



朝日放送グループ
エー・ビー・シー開発株式会社

〒103-0022
東京都中央区日本橋室町1-7-1 スルガビル4F
Tel. 03-3281-1168 FAX 03-3281-1167

引受保険会社



エース損害保険株式会社
ace insurance

本社
〒153-0064 東京都目黒区下目黒1-8-1 アルコタワー
<http://www.ace-insurance.co.jp>